

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法		期間	遊漁料
	手釣	竿釣		
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	一日	一年	四〇〇円	一、五〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五、〇〇〇円
溪流魚	うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	五、〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ老部川内水面漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字白糠字老部五九番地二)、坂本燃料店(下北郡東通村大字白糠字老部二二番地)、小川商店(下北郡東通村大字白糠字前田九番地九)又は昆商店(下北郡東通村大字白糠字前田八番地一)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

6 遊漁承認証に関する事項
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項
(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

ない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を攪はんしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十六 1 漁業権者の名称及び住所

老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部五九番地二

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十九号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限
手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな、うぐい	五月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間
次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
保護水面の区域	一月一日から十二月三十一日まで
下北郡東通村大字白糠字銅屋二五地内李沢	五月一日から五月三十一日まで

5

(一) 遊漁料

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル
うぐい	一〇センチメートル

(1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料	
			手釣	竿釣
あゆ、やまめ、いわな、うぐい		一日	四〇〇円	一、五〇〇円
		一年		

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一〇〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇円

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線(保護水面下流端)から下流の同村大字白糠字家の上七二番地内老部川右岸及び同村大字白糠字銅屋二三番地五地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点から上流の老部川を除く	五月一日から七月十日まで
下北郡東通村大字白糠字家の上七二番地内老部川右岸及び同村大字白糠字銅屋二三番地五地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 納付の方法

(1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめ老部川内水面漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字白糠字老部五九番地二)、
坂本燃料店(下北郡東通村大字白糠字老部二二番地)、
小川商店(下北郡東通村大字白糠字前田九番地九)又は
昆商店(下北郡東通村大字白糠字前田八番地一)に納付すること。ただし、
当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
(三) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を攪はんしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。
(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十七 1 漁業権者の名称及び住所

六ヶ所村海水漁業協同組合 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一二四九番地
2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十号

4 遊漁についての制限の範囲

- (一) 漁具、漁法の制限
手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

- (三) 禁止区域及び期間
次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
河口から老部川橋上流端までの区域	一月一日から十二月三十一日まで

- (四) 全長制限
次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

- (一) 遊漁料
(1) 六ヶ所村海水漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法		期 間	遊 漁 料
	手釣	竿釣		
やまめ、いわな	一日	一年	一日	三〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にし ます、ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
	やまめ、いわな、にじます、 ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五〇〇円

(二) 納付の方法

- (1) 六ヶ所村海水漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめ六ヶ所村海水漁業協同組合事務所(上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一二四九番地)又は
老部川生産組合長(上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一〇八番地三)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十八 漁業権者の名称及び住所

- 六ヶ所村漁業協同組合 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五番地一

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十二号

4 遊漁についての制限の範囲

- (一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれ下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	本目二二節以上の網目で口径一メートル以内

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、ふな、うなぎ	四月二十一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで 九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
田面木沼 上流部の平沼川河口中央から半径五〇〇メートルの区域 市柳沼 上流部の石渡川河口中央から半径五〇〇メートルの区域 高瀬川 河口から上流七〇〇メートルまでの間の区域	一月一日から十二月三十一日まで 竿釣以外の漁具、漁法 一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
ふな	一五センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル
わかさぎ	三センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 六ヶ所村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料	
			手釣、竿釣	たも網
こい、ふな、うなぎ、わかさぎ		一日	四〇〇円	三〇〇〇円
		一年		

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。
 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五〇〇〇円
渓流魚	うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	

(二) 納付の方法

(1) 六ヶ所村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用する場合はあらかじめ六ヶ所村漁業協同組合事務所(上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五番地一)に納付すること。ただし、手釣、竿釣、たも網の漁具、漁法によって遊漁の場合には、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。
 (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
 青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
 (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 (三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。
- 9 違反者に対する措置に関する事項
 - (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
 - (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。
- 10 施行の日 平成十五年九月一日

三十九 漁業者の名称及び住所

小川原湖漁業協同組合 上北郡上北町旭北四丁目三一番地六六二

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業者の免許番号 内共第四十四号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	口径一メートル以内

(二) 遊漁期間
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで 九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 小川原湖漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間	遊 漁 料
		一日	二〇〇円
こい、ふな、えび、うぐい、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	一年	二、五〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児、小中学生については無料、肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にします、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
		竿釣り	
渓流魚	やまめ、いわな、にします、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	
		竿釣り	五〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 小川原湖漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ小川原湖漁業協同組合事務所(上北郡上北町旭北四丁目三一番地六六二)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、姉戸川河口兩岸一〇〇メートルの区域では川底を攪はんしてはならない。

(三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

9 (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。
違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

四十一 漁業権者の名称及び住所

七戸川内水面漁業協同組合 上北郡七戸町字七戸一八番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十五号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
こい、いわな、やまめ	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
作田川と和田川との合流点から柏葉橋までの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
いわな、やまめ	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 七戸川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
-----	-------	-----	-------

こい、やまめ、 いわな	手釣	一日	二〇〇円
	竿釣	一年	二〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児、小学生又は七十歳以上の高齢者については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	二〇〇〇円
		竿釣り	二〇〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 七戸川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめ七戸川内水面漁業協同組合(上北郡七戸町字七戸一八番地)又は
一戸釣具店(上北郡七戸町字影津内一〇番地)に納付すること。ただし、
当該遊漁をする場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、川底を撈はんしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示